第十一条の三の六第一項第二号中「イからニまで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「へまで」に改め、同号ニ中「前条第三項第四号」を「前条第三項第六号」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第三項第二号に掲げる」を「前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第三項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り捨てた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

ハ　前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十一条の三の六第一項第三号中「イからニまで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「へまで」に改め、同号ニ中「前条第四項第四号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第四項第二号に掲げる者　十二万六千三百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とし、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

ハ　前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　八万三千七百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十一条の三の六第一項第四号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「又はハ」を削り、「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第二号」に改め、同号ハを同号ロとする。

第十一条の三の六の三第一項第五号中「次項第三号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第四十三条の三第二項第四号」を「第四十三条の三第二項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者」を「第三号適用者であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円未満のもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上のもの　二百十二万円

三　第三号適用者であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの　百四十一万円

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項第一号中「第二十九条の三第四項第四号」を「第二十九条の三第四項第六号」に、「第二十九条の四の三第三項第四号」を「第二十九条の四の三第三項第六号」に改める。

第二十九条の二第五項中「が療養」を「（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）が療養」に改める。

第二十九条の三第一項第五号中「第四項第三号」を「第四項第五号」に改め、同条第四項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第二十九条の四の三第三項第四号」を「第二十九条の四の三第三項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「適用される者」の下に「であつて同号に規定する所得の額が三百八十万円未満のもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が六百九十万円以上のものである場合　二十五万二千六百円と、第二十九条の二第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三　法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものである場合　十六万七千四百円と、第二十九条の二第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十九条の三第五項第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　前項第二号に掲げる場合　十二万六千三百円と、第二十九条の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。